

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山田半蔵の上告趣意は、判例違反を云為するけれども、原判決が維持した第一審判決挙示の証拠を綜合すれば、本件賊物故買の判示事実を認めるに足り、原判決には理由不備の違法は存しない。それ故判例違反の主張は前提を欠く。また同上野開治の上告趣意は違憲に名を藉る事実誤認の主張に帰する。よつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎